

ケアプランデータ連携の更なる活用に向けた調査研究

株式会社三菱総合研究所

1. 本事業の目的

介護保険法の定めにより、令和8年度までに構築が進められている「介護情報基盤」においては、ケアプランのデータも蓄積・共有される予定であり、そのデータは「ケアプランデータ連携標準仕様」によるものを予定している。一方で、標準仕様が策定されておらず、情報の標準化が進んでいない、居宅サービス計画書第4表や第5表、施設サービス計画書については、令和6年度に行った事業所や自治体に対するヒアリングにより、今後の活用が期待出来るとの意見が出されている。そのため、これらの情報を活用するのに欠かせない情報の標準化に向けた課題を整理し、介護情報基盤での活用を念頭においたユースケースを取りまとめることを目的とした。

2. ユースケースの整理と課題の整理（ヒアリング調査の実施）

居宅サービス計画書第4表や第5表、および施設サービス計画書の標準仕様について、各様式における課題と考慮すべき現状を整理するとともに、対象の様式の共有や活用を効果的に行っている介護事業所・施設や保険者等へのヒアリング調査を行いユースケースを整理した。ヒアリング調査期間は令和7年2月から3月で、対面、オンライン、書面形式で実施した。

3. 標準仕様（案）の作成

2のヒアリング調査結果の様式別の課題を踏まえ、データの標準化の文脈より、介護ソフト側の様式実装の課題（様式別の記録状況、実装状況の確認）やその他の既存のケアプランデータ標準仕様との整合等を考慮した上で、介護情報基盤へデータを蓄積するための対象様式の標準仕様（案）の作成を行った。

居宅サービス計画書のうち、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所間で共有される第1～3、6～7表については既にケアプランデータ連携システムでのデータ連携のため、ケアプランデータ連携標準仕様として標準化されていることから、本事業ではその他、まだ標準化されていない居宅サービス計画書第4・5表と施設サービス計画書についてユースケース等を踏まえながら標準仕様（案）を作成した。

本事業で作成する標準仕様（案）については、作成対象の帳票別に既に定められているケアプランデータ連携標準仕様との類似性を以下の通りに整理した上で、整合を取りながら、作成した。

作成した標準仕様（案）については検討委員会での検討や介護ソフトベンダーや業界団体等の関係者への意見聴取等を踏まえて修正し、最終案として確定した。

4. 報告書の作成

2. ヒアリング調査結果、および3. の標準様式(案)の作成について、検討委員会での議論を踏まえて、報告書として取りまとめた。